

(抄)

各都道府県及び政令市
消費者行政担当課 御中

令和2年4月10日
消費者庁地方協力課

消費生活センター等における新型コロナウイルス感染症の
感染拡大防止に向けた対応について（要請）

平素より、消費者行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に関連し、不審な勧誘や新型コロナウイルスへの効果を標ぼうする商品に関するものなど、詐欺や悪質商法の可能性がある消費生活相談は増加しており、新型コロナウイルス感染症が拡大する中であっても、引き続き、消費者の安全・安心が確保される相談体制が維持されることが重要であります。

このため、各地方公共団体の消費者行政担当課におかれましては、消費生活相談員を含めた職員と相談者の感染を防止するとともに、各地域の消費生活センター等の相談体制に支障が生じることがないように、別添の厚生労働省の通知等も御参照の上、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応に万全を期していただきますようお願いいたします（例えば、感染リスクを高める可能性のある来所相談の休止も含めた縮小や対面相談であっても密接した環境での相談を避けるなどの対応が考えられます）。各都道府県の消費者行政担当課におかれましては、上記の内容を管内市区町村の担当課にも御周知いただきますようお願いいたします。

消費者庁としても、地域の消費生活センター等における相談業務の継続性を確保するため、国民生活センターと十分に連携した上で、必要な支援等を行ってまいります。

（参考）「新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大防止に向けた職場における対応について（要請）」（令和2年3月31日 厚生労働省労働基準局安全衛生部長） <https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10631.html>

【問い合わせ先】

消費者庁地方協力課 成澤、久保、高見、宮本

電話：03-3507-9174

メール：g.chihoushien@caa.go.jp